⑷　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑼　共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　共同企業体としての資格の認定及び２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takefumi Saito, Director, National Hospital Organization Ibarakihigashi Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for National Hospital Organization Ibarakihigashi National Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 15 P.M. June 8, 2020
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. July 15, 2020 (Tenders delivered by mail 5 : 15 P.M. July 14, 2020)
⑹　Contact point for the notice : Satoshi Tahara, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Ibarakihigashi Hospital, 825 Terunuma Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1113 Japan. TEL 029―282―1151 ext. 5006 FAX 029―282―7156

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年５月22日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　野口　英正
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　伊勢自動車道　岩倉高架橋他４橋耐震補強工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）三重県松阪市大阿坂町
至）三重県松阪市岩内町
⑷　工事内容　本工事は、伊勢自動車道の岩倉高架橋、棒鎌池橋、坊谷池橋、松阪ＩＣ橋及び岩内川橋の５橋において、更なる耐震補強対策事業として、RC巻立て工法及び支承取替による耐震補強を施工するものである。
⑸　工事概算数量
橋梁数　５橋
耐震補強工　約50基
⑹　工期　契約締結の翌日から930日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者となるべき者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⑽　契約制限価格を上回った場合の取扱い　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「土木工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,400点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。
⑷　施工実績　平成17年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者の場合
求める実績　道路橋の橋梁下部工工事において、新設又は補修・補強を実施した工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者以外の場合
求める実績　上記①と同じ
・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成17年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。